

## 次産業化の優良事例を年100件創出

### 2 食品産業事業者等フードチェーン当事者に期待される役割・分担

1の共通の目標を実現するため、個々の食品産業事業者には、第3で述べた食品産業の目指すべき方向に則って、その役割の発揮を念頭に置きつつ、戦略的に事業活動を展開することが期待されている〔具体的な展開に関しては、その重点課題と対応方向を第5で整理〕。こうした食品産業事業者の事業展開を通じた国民への価値提供を増進していくためには、食品産業事業者自らの主体的な取組を前提とするものであるが、フードチェーン当事者のうち、食品産業事業者以外についても、例えば、業界団体、関連異業種の事業者、農林漁業者、消費者にも様々な役割を担うことが期待されており、その基本的な考え方を提案する。

#### (1) 業界団体

食品産業事業者が一企業としては、実践に限界があるため、同種の課題を抱える複数の企業が共同で取り組むことが有効な以下のような事項では、業界団体の積極的な関与が期待される。

- ・市場環境や食品安全等、業界全体に関する情報の共有・提供や食品安全の取組
- ・市場拡大のための共同販促や原料等の安定的調達のための共同購入・国内外の主要産地との連携
- ・食育や生物多様性等の環境問題への対応
- ・規範・規格・基準の策定・改定へのデータ収集・意見集約・提案
- ・国による食品の安全性向上のための実施規範の作成への積極的な貢献とその実施規範の実行について業界内への周知・徹底
- ・業界の現状を踏まえた事業継続計画（BCP）やコンプライアンス等のガイドライン・自主行動計画等の策定・徹底

#### (2) 関連異業種の事業者

業種間の壁が低くなり、異業種間での様々な商品やサービスの組み合わせが新たなビジネスチャンスとなる今日、ライフスタイルの変化を捉え、食品機械・包材、運送・保管、家電・調理器具、IT、福祉、観光等の関連事業者においても、食品産業事業者と連携することにより、新たな需要・市場の開拓や課題解決に積極的に取り組むことが期待される。

例えば、ユニバーサルデザイン対応、環境に優しい包装資材の共同開発や、食品機械、調理器具、家電等食品に密接な商品の共同開発を通じて、地球環境等の課題への対応のほか、介護食の提供や食料品アクセス問題への対応、ネット販売等のサービスの付加価値向上、地域文化や工場見学・試食をセットにしたツアーの導入等による外国人観光客の誘致促進等を進めることが期待される。

#### (3) 農林漁業者

農林水産物の供給を担う食品産業の重要なパートナーである農林漁業者には、加工食品や外食等の多様なニーズにも的確に対応できるよう、食品製造業との連携を強化し、加工用農産物の生産・販売等に取り組むことや、流通業と連携した付加価値商品の販売を行うこと、外食産業と連携したメニューの提案等が期待されている。

また、農林漁業者が自ら加工、販売等の6次産業化に取り組む場合にも、食品産業事業者が有する情報や技術、ノウハウを活用することが有効であり、相互の連携を密にして、新たな業態の創出等を推進し、地域ビジネスを活性化することが期待される。

#### (4) 消費者

多様で、繊細な我が国の消費者の「食」に対する感受性が、世界的に関心が高まっている日本の食文化の礎となっているとの評価があるように、「食」を通じた新たなライフスタイルの確立に貢献することが期待される。

一方で、消費者の細かなこだわりが、食品の廃棄を招くこと等により我が国の食品供給における社会的なコストの増嵩につながっているとの指摘もある。ITの発達等により、「食」に関する情報が氾濫する傾向にあるものの、消費者が食品の生産に関する経験を積み、その原料に直接触れる機会は減少している。我が国の食品産業の健全な発展には、消費者の「食」に関する経験、知識が豊かになることも欠かせない。消費者には、自発的な情報収集、産地や工場見学、食品産業事業者との対話等を通じて、情報の真偽を判断できる能力を高めつつ、「食」に対する意識や科学的根拠に基づく理解を深めることが期待されている。

ただし、供給側の食品産業においても、消費者の購買意欲を極度に刺激するなどの行き過ぎた商品開発サイクル短期化等に陥ることのないよう、消費者との対話を通じて本来消費者が求めているものへの理解を深めることは重要である。

また、消費者がその役割を円滑に発揮するためには、行政のみならず報道関係者等が科学的根拠に基づく正確かつ分かりやすい情報発信を行うことが重要であり、こうした関係者等の十分な貢献が期待される場所である。

### 3 行政の果たすべき役割

行政には、食品産業事業者を始めとする民間が主体的に行動し、その創意工夫が発揮出来るよう、制度面も含め共通インフラの整備を行い、その事業活動を支援することが求められる。

この考え方にに基づき、以下のポイントについて積極的に進めていく。

#### ①非関税障壁を含む国境措置等、国家間の取り決めが必要となる事項への対応

この対応に際しては、食品産業事業者がグローバル起点で競争力強化に取り組んでいることを重視

#### ②取引慣行の改善、知財保護、競争政策、構造政策、市場整備等、企業の創意工夫が円滑に発揮できる環境の整備

例えば、

- ・取引慣行の改善に関するガイドラインの周知徹底
- ・食品供給システムの効率化の阻害要因となっている規制や手続きの洗い出し、当該規制の緩和の検討等

### ③情報の非対称性や外部不経済等市場の失敗を招く事態への対応

例えば、

- ・温室効果ガスの削減対策や生物多様性の配慮等地球環境の課題への対応の奨励、基盤技術の開発、技術革新と消費者理解との調和、食育の推進等
- ・事業継続計画（BCP）の策定、改善の促進
- ・投資促進等資金調達を容易にする環境整備やリスクを軽減する仕組みの構築

また、消費者庁（食品表示全般、特定保健用食品制度）、厚生労働省（食品衛生規制、高齢者向け食事摂取基準）、経済産業省（中小企業施策等）、公正取引委員会（独占禁止法）、環境省（リサイクル、生物多様性、環境問題）等、関係行政機関間の連携を強化する。

## 4 関係者間の協働

第4の1の共通の目標を実現するためには、フードチェーンのあらゆる当事者、更には行政も含め関係者全員が各々の役割分担を明確に意識した上で、密接に連携しつつ進めて行くことが必須条件である。

しかしながら、こうした関係者間の連携を部分的な局面の取組に止めていては、食品産業全体としてのダイナミックな動きにつながりにくい上、既存の課題に対する対処療法としての連携に終始することも懸念される。

このため、経済界全体で幅広く進む協働の動き等も視野に入れつつ、こうした関係者間の連携を戦略的に食品産業全体に広げること、既存の課題解決に止まらず、将来に向けた新たな課題の抽出とその解決手法の考案まで含めた連携を可能にする働きかけを行うことが必要になっている。

個別の「連携」を超えて、広く関係者が、目的を共有し、それぞれの資源や特性を持ち寄って、協力して共に働く「協働」を目指すことが求められているとも言える。

フードチェーン当事者の主体的取組みを尊重することが前提ではあるが、その当事者間で利害関係が複雑に絡み合い、情報や認識の共有が進みにくいという現状の中で、こうした協働を進めるに際しては、行政が場の運営に携わり、フードチェーン当事者等が目的を共有し、初期段階から一体となってコミュニケーションしながら、課題解決に取り組んで行く「協働の枠組み（プラットフォーム）」を構築していくことが効果的である。

農林水産省が関与するこのような「協働の枠組み」としては、現在、効率的なフードチェーンの構築、消費者の信頼確保等に取り組んでいる「フード・コミュニケーション・プロジェクト」（FCP）、食品産業の海外展開について取り組んでいる「アジアン・フード・コミュニティ」（AFC）がある。今後、これらの活動を充実させるとともに、持続可能な資源循環型社会の構築に向けた活動や技術革新の核となる研究開発等の他の分野でもこうしたフードチェーン当事者の連携した協働の取組を進めていく。

## 第5 食品産業の持続的発展に向けた取組

フードチェーン当事者等が「協働」して、共通の目標を実現しようとする際に、食品産業事業者が直面することが想定される重点課題と対応方向を整理する。また、食品産業事業者がこのような課題の克服に主体的に取り組もうとする際に、第4の「行政の果たすべき役割」の考え方にに基づき、行政が行うべき主要な施策を併せて提示する。

### 1 食品産業事業者の重点課題

#### (1) イノベーションによる新たな需要・市場の開拓

食品産業事業者には、製造技術、マーケティング、ビジネスモデル等のあらゆる方面で既存概念に捉われないイノベーションの可能性を探り、新たな価値創造に挑戦することによって、国内外で新たな需要・市場を開拓して行くことが期待される。このイノベーションの切り口としては、以下の観点が有望である。

- ・技術革新による新商品の開発、新生産方式の導入等の取組
- ・製造、流通、小売等のフードチェーン当事者が連携した新たなビジネスモデルの提案
- ・異業種と連携した知識集約的な取組
- ・急速に成長するアジアを中心とする海外市場への展開
- ・人口減・高齢化社会における健康（医食農連携）や介護向け市場への対応
- ・朝食等の失われた市場、忘れられた市場の回復
- ・地域毎に特色のある「食」の尊重
- ・外国人観光客の誘致促進による経済波及効果の取り込み
- ・産地が限定的で、量的生産が限られている高額な原料であり、しかも豊かな国民生活にとって重要なもの（香辛料等）について、植物工場等最先端の技術を活用した国内栽培等の産学官一体となった実証の取組

#### (2) 食品の量・質両面での安定供給

##### ①海外に依存する原料等の安定的な調達

- ・原料等調達の安定化、多角化のための海外農業事情等の収集・分析を行う。
- ・海外での契約栽培、長期取引契約、共同調達、農業投資等により調達方法の多様化を図る。
- ・国内及び海外での輸送の共通化等、他企業との協働の取組を推進する。
- ・価格変動、在庫等の多様なリスクを商品先物市場の機能を活用してヘッジする。
- ・未利用資源の活用、廃棄物の排出抑制等を促進し、原料等を使い切る取組を徹底する。
- ・包装資材等食品の供給に必要な関連物資の調達方法の安定化、多様化を図る。

## ②国産農林水産物の最大の需要先としての国内農林水産業の活性化

- ・ 契約栽培等を通じた特色ある商品の開発や、生産方法や販売方法の提案を行い、マーケットニーズに則した農林水産業の展開を促し、農林漁業者の経営安定に寄与するとともに、原料等の調達の安定化を図る。
- ・ 地域の実情に適した形態で農業参入を行い、自ら農業生産の担い手となる。
- ・ 6次産業化の担い手として地域の農林水産資源を活用した新たな食品、サービスの開発を農林漁業者と共同で、又は農林漁業者の主体的な取組を支援する形で実施する。

## ③合理的なフードチェーンの構築

- ・ 輸配送の共同化や取引の電子化等により、一層のコスト削減を図る。また、コストの可視化等により、生産・配送・販売等のフードチェーンの各段階の事業者が連携しつつ、商品の特性に応じた輸送容器の普及等の共通化や輸送機器等の合理化を進める。さらに、現状の事業者あるいは商品別に区分されている物流の壁を乗り越えた総合物流体制の構築を図るなど、一層の物流の効率化に取り組む。
- ・ 消費者の多様なニーズに的確に対応するため、卸売市場を含むフードチェーンの各段階の事業者間でITを活用した情報伝達を円滑化させる。
- ・ 食品事故発生時の迅速・効率的な回収、適切な表示等を図るため、食品の入出荷記録等の作成・保存を行うことにより、トレーサビリティの確保を推進する。

## ④消費者への食料供給ルートの確保

- ・ 不測の事態に備えて、事業継続計画（BCP）の策定、改善を進め、それを踏まえて、業務の補完体制づくり、調達先の多角化や適正な在庫の確保等の体制整備に取り組む。
- ・ さらには、業界内やフードチェーン内での緊急連絡体制の整備や在庫を融通し合う協定の締結等を行い、相互協力体制を構築する。
- ・ 高齢者の増加や食料品小売店の減少等社会・経済構造の変化に伴う一部地域における食料品アクセスへの制約の発生を新たなビジネスチャンスと捉え、地域の実態を踏まえた食料品提供サービスを確保する。この際、地域住民、商店街、NPO、地方公共団体等の地域の関係者と連携・協力した自立的かつ持続的な取組の推進に配慮する。

## (3) 食品の安全、消費者の信頼確保の取組の充実

- ・ 食品安全に第一義的責任を持つことを認識して、国による食品の安全性向上のための実施規範の作成に積極的に貢献するとともに、策定された実施規範を確実に実施する。
- ・ 食品衛生法の指針（食品事業者等が実施すべき管理運営基準に関する指針）に基づき衛生管理を確実に実施する。
- ・ 一般衛生管理を確実に実施し、HACCPシステムの導入を進める。
- ・ 消費者重視の姿勢、コンプライアンスを徹底するため、自社の業務を点検し、行動

規範の策定・見直し・実践を行う。

- ・工場・調達先の見学や出前授業等、消費者との対話の機会を設け、相互理解を深めるとともに、消費者の理解向上に資する衛生管理に対する取組等の情報を積極的に提供する。

#### (4) 持続可能な資源循環型社会の構築

- ・フードチェーンの構築を始めとする事業活動全体において、環境負荷の軽減、生物多様性の保全等に配慮した展開等いわゆる事業活動の「グリーン化」を図る。
- ・食品リサイクル法及び容器包装リサイクル法に基づき、企業自らの廃棄物の排出抑制や再生利用等を進めるとともに、温室効果ガスの排出削減に計画的に取り組む。
- ・これらと併せて、消費者、自治体等と対話し、関係者が協働して3Rを推進するなどにより、資源の有効利用の確保及び環境負荷の低減を図る。

#### (5) 企業の社会的責任（CSR）の推進

- ・安全な食料の安定的な供給を始めとする企業の社会的責任（CSR）を自らの経営の持続的発展のために不可欠な取組と位置づけ、組織内で意識を共有する。
- ・多様なステークホルダー（利害関係者）とのコミュニケーションを重視し、自らに対する社会的要請を的確に把握して、経営判断に反映する。

#### (6) 研究開発、人材育成の充実

##### ①研究開発の推進

- ・自らの研究・商品開発体制を見直し、研究・商品開発力を強化する。
- ・食品の安全性向上のための技術、品質保持のための技術、食品廃棄物利用技術、物流の合理化を加速する技術等、関連業種と連携した食に関連する分野での技術、機械等の開発を進める。
- ・研究分野の「選択と集中」、研究の共同化、外部資源の活用等を積極的に進める。

##### ②人材育成の充実

- ・オン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）、階層別・職種別等の研修、自己研さんを有機的に組み合わせることで人材育成スキームの整備に努める。
- ・食品安全・衛生・品質管理、CSR、研究開発、6次産業化、海外展開等の分野において、外部の各種研修、資格認定制度等も活用しつつ、専門知識を有する人材育成に努める。
- ・人材育成の共同化、研修等における外部資源の活用等を積極的に進める。

## 2 行政による具体的な取組

第4の「行政の果たすべき役割」に示した考え方にに基づき、以下の施策を核として実施することにより、中小零細規模の事業者を含めた食品産業全体の課題克服に向けた取組を後押

しする。

## (1) 食品の量・質両面での安定供給

### ①海外に依存する原料等の安定的な調達の支援

- ・穀物等の原料農林水産物の主要産地の生産状況や価格動向等の関連情報の収集・提供を定期的に行い、広く情報を提供する。
- ・国内外での原料調達方法の安定化・多角化について、優良事例の収集・分析を行い、広く情報を提供する。
- ・商品先物市場の機能強化を進めるとともに、国際的な監視体制を構築する。また、現物市場についても国際機関や国際商品協定等に積極的に参画する。
- ・産学官一体となった植物工場等、最先端の技術等を活用しつつ、また国内農林水産業の体質強化を通じた国内生産の活性化等を通じて、海外に依存する原料農林水産物の輸入依存度を引き下げる。

### ②国内農林水産業の活性化に向けた取組

- ・農林漁業者と食品産業事業者の連携や農業参入等の優良事例について収集・分析を行い、広く情報提供することによって、6次産業化の取組を促す。
- ・ビジネスマッチングや商談会開催、異業種交流の場の運営等により、新食品・新サービスの開発等を支援し、国産農林水産物等の地域資源の利用を促進する。

### ③消費者への食料供給ルート確保

- ・食品産業事業者による事業継続計画（BCP）の策定等、不測時に備えた社内、企業間及び業界全体におけるフードチェーンをつなぐための体制の整備を促す。また、食品産業事業者との間での不測の事態に備えた情報提供・緊急連絡体制を強化する。
- ・食料品アクセス問題に的確に対応するため、各地域における食料品へのアクセスの実態を定量的に推計する技術の開発をはじめ、優良事例等の共通情報基盤の構築や人材育成等により地域の実態を踏まえた主体的な取組を推進する。

## (2) 食品の安全、消費者の信頼確保の取組の充実

- ・消費者の健康保護のために、科学的根拠に基づき食品の安全性向上のための実施規範を作成し、普及する。
- ・国際的な規範・基準の策定等の国際標準化作業等に積極的に貢献する。
- ・食品産業事業者による品質管理・保証体制の強化を支援するとともに、協働の枠組み（FCP）を活用して消費者重視の姿勢、コンプライアンスの徹底のための取組を支援する。
- ・伝統的な食生活の知恵や新たな技術開発に伴う科学的知見を踏まえた正しい知識に基づき、消費者が適正に食品を選択できるよう、食育の推進等により知識の普及に努める。

### (3) 協働の枠組み（プラットフォーム）の構築等

- ・1の食品産業事業者の重点課題のうち、上記2（1）及び（2）以外の「イノベーションによる新たな需要・市場の開拓」、「持続可能な資源循環型社会の構築」、「企業の社会的責任（CSR）推進」、「研究開発、人材育成の充実」等に関しては、以下の制度的な課題に取り組むとともに、優良事例や国際的な動向の収集・分析、指標（ガイドライン）の策定、官民連携のキャンペーン等により、食品産業事業者の取組をより一層促進する。また、協働の枠組み（プラットフォーム）を構築し、共通の課題を抽出して、標準化や必要な技術の開発、改良等の解決策を見出していく。
- ・海外市場の開拓関連では、知的財産保護に関する協議等を行うとともに、非関税障壁の是正等に取り組む。
- ・合理的なフードチェーンの構築関連では、公正かつ効率的な取引を確保するため、不合理な規制の見直しを進めるとともに、フードチェーンの各段階の当事者間での情報共有・意見交換の場の運営や標準化の推進の取組を支援する。
- ・人材育成関連では、民間の資格制度の活用促進や衛生管理、CSR、6次産業化等の業務分野に関する人材育成プログラムや資格制度（実践キャリアアップ制度の活用を含む。）の創設・普及を進める。
- ・持続可能な資源循環型社会の構築関連では、食品リサイクル法及び容器包装リサイクル法に基づき、食品に係る廃棄物の削減、資源の有効利用を推進する。

## 第6 構造改革の推進

第2の1の「国内外の市場構造等の変化」に的確に対応していくためには、新たな需要・市場の開拓とともに、その需要に見合った供給体制を構築していくことが必要であり、今後のグローバル化の展開の中で構造改革をさらに加速する必要性が高まることが想定される。その際は、競争優位な分野への重点化と競争劣位分野からの撤退等、選択と集中を意識的に行うことが重要になってくる。

必要とされる構造改革の度合いは商品の種類や競合状況、業種、業態（製造業、流通業、外食産業）、原料調達等における行政的関与も含めた枠組み等によって異なると考えられるが、企業合併・買収等、場合によっては従来の業態を超えた再編やグローバルな視点も含めて様々な選択肢を考慮に入れながら、スピード感を持ってその対応策を検討することが肝要である。

なお、構造改革の指標として、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」（以下「産活法」という。）における食品産業分野の認定件数をみると51件（平成23年3月現在）となっている。これは、全体認定件数（564件）の約9%であり、我が国全産業の国内生産額に占める食品産業の割合（8%）とほぼ同等である。また、これ以外にも、近年、海外での企業合併・買収、個別の事業分野の譲渡や食品卸売業の再編等が活発化しつ

つあるところである。

行政としても、今後、産活法第4条（事業分野別指針）の活用、「競争」の範囲を規定する品目区分の見直し、更には企業再編法制のあり方の検討も行いつつ、必要に応じてそれぞれの業種・業態ごとの課題と対応方向を明らかにし、改革を促していく。